

尼 都 計 第 4010 号
令和元年 11 月 15 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市議案第 1 号

阪神間都市計画道路の変更 (3. 5. 622 号 庄下橋線ほか 1 路線、尼崎市決定) について

みだしのことについて、別紙のとおり都市計画を決定したいので、都市計画法
第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

以 上
(都市計画課)

計 画 書

阪神間都市計画道路の変更（尼崎市決定）

都市計画道路中 3. 5. 622 号庄下橋線及び 3. 5. 632 号東町開明線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹 線 街 路	3. 5. 622	庄下橋 線	尼崎市 御園町	尼崎市 御園町	尼崎市 御園町	約 190m	地表式	2 車線	12m		
	なお、尼崎市御園町地内に尼崎駅前広場を設ける。										面積 約 5,500 m ²
	3. 5. 632	東町開 明線	尼崎市 大物町 2 丁目	尼崎市 開明町 2 丁目	尼崎市 北城内	約 930m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と 平面交差 2 箇 所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

庄下橋線は、交差する県決定の尼崎伊丹線一部区間の線形、幅員及び区域の変更に伴い、起点及び一部区域の変更を行う。

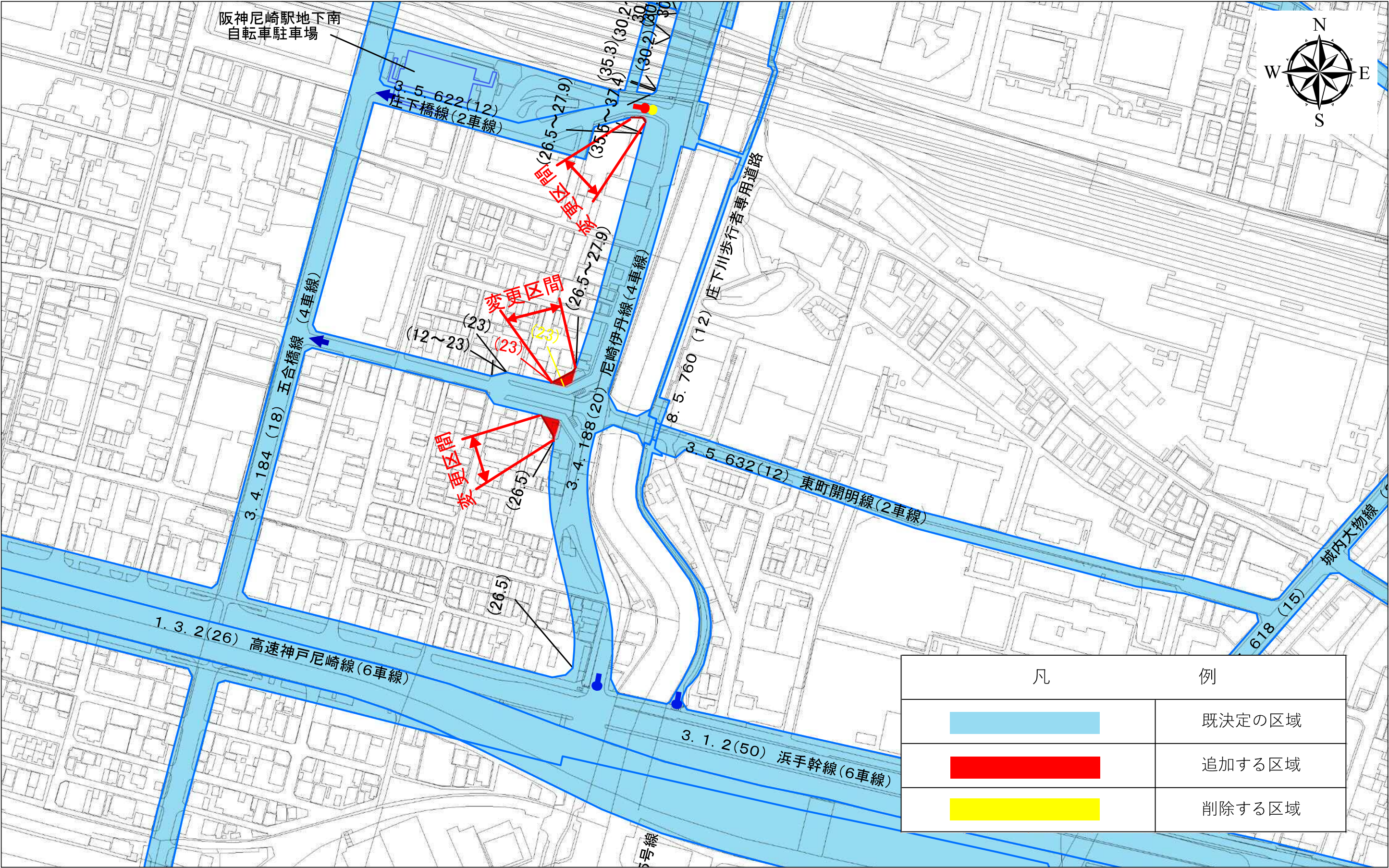
東町開明線は、交差する県決定の尼崎伊丹線一部区間の線形、幅員及び区域の変更に伴い、一部区域の変更を行う。

変 更 前 後 対 照 表

変更前後	種別	名 称		位 置			区 域	構 造			主 　　な 変更内容
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 　　な 経過地	延 長	構 造 式	車 線 数	幅員	
変更前	幹線街路	3. 5. 622	庄下橋線	尼崎市御園町	尼崎市御園町	尼崎市御園町	約200m	地表式	2車線	12m	・起点を西方向に変更し、延長を約10m削減する。 ・一部区域の変更
変更後	幹線街路	3. 5. 622	庄下橋線	尼崎市御園町	尼崎市御園町	尼崎市御園町	約190m	地表式	2車線	12m	
変更前	幹線街路	3. 5. 632	東町開明線	尼崎市大物町2丁目	尼崎市開明町2丁目	尼崎市北城内	約930m	地表式	2車線	12m	・一部区域の変更
変更後	幹線街路	3. 5. 632	東町開明線	尼崎市大物町2丁目	尼崎市開明町2丁目	尼崎市北城内	約930m	地表式	2車線	12m	

3. 5. 622号 庄下橋線
3. 5. 632号 東町開明線

1/2,500尼崎市都市計画図(市決定)



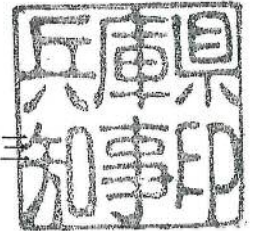


都 計 第 1256 号

令和元年 9 月 13 日

尼崎市長 稲 村 和 美 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三



阪神間都市計画道路の変更（3.5.622号庄下橋線ほか1路線の変更）に
ついて（回答）

令和元年 9 月 3 日付け尼道整第 3820 号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、同法第 14 条第 1 項に規定する図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所及び阪神南県民センター西宮土木事務所に変更を行った旨通知願います。